

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

令和2年 5月 1日（金）  
開会 10時00分  
閉会 11時07分

### 2 場 所

吉田山会館206会議室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、北野誕生水委員  
大森達也委員

### 4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 宮路正弘  
次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、  
次長（育成支援・社会教育担当）中野敦子、次長（研修担当）吉村元宏  
教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃、係長 澤村浩幸  
高校教育課 課長 井上珠美  
生徒指導課 課長 梅原浩一、班長 向井英規  
子ども安全対策監 金児正嗣  
教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和  
学校防災推進監 今町嘉範  
教職員課 課長 中村正之、班長 大屋慎一、主幹兼係長 田中孝一

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第 4号 専決処分の申請について（令和2年度  
三重県一般会計補正予算（第2号）） 原案可決

### 報告題件名

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について  
報告 2 令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者  
選抜実施要項について  
報告 3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について  
報告 4 新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について  
報告 5 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験について

### 7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（4月15日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告5は、公表前であるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第4号を審議し、公開の報告1から報告4の報告を受けた後、非公開の報告5の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

**議案第4号 専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号））**  
**（公開）**

（奥田教育財務課長説明）

議案第4号 専決処分の承認について（令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号））

令和2年4月23日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和2年5月1日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告し承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

次ページ1ページをご覧ください。令和2年度三重県一般会計補正予算（第2号）について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答案です。

裏面2ページは、知事からの意見照会文書です。

それでは、今回の補正予算についてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症への対応を行うため、総額で3億4774万3千円の増額補正を行うものです。

4ページをご覧ください。補正予算の主な内訳を整理しております。上から順番に

説明申し上げます。

教育総務費のうち、いじめ対策推進事業費として、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロールを強化するため、350万円を増額します。

高等学校学力向上推進事業費として、高等学校において、登校時間の調整や始業時間の変更では混雑を回避できない公共交通機関の路線にバスの増減等を行い、「3つの密」を回避するための経費として6,806万8千円、未来へつなぐキャリア教育推進事業費として、高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、早期からの企業の求人開拓やきめ細かな進路相談、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを3名増員するために346万8千円、高校生等教育費負担軽減事業費として、家計が急変し、今後1年間の収入見込みが基準を満たすと見込まれる世帯に奨学給付金を支給できるよう、3,109万5千円をそれぞれ増額します。

学校における働き方改革推進事業費として、県立学校における消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを70校分配置するため、3080万円を増額します。

次に、学校での感染防止対策を徹底するため、マスク、消毒液等の経費として特別支援学校メディカルサポート事業費で148万円、総合教育センター管理事業費で30万8千円、教職員健康支援事業費で334万2千円、最下段の保健体育費の県立学校児童生徒等健康管理事業費で739万2千円をそれぞれ増額します。

高等学校費では、情報教育充実支援事業費として、生徒が家庭で授業を受講できるよう、通信手段を有しない生徒への貸出ノート型パソコンや、授業の配信に必要な書画カメラなど、オンライン教育を行う環境を整えるために1億2,931万円を増額します。

最後に、特別支援学校費のうち、特別支援学校スクールバス等運行委託事業費として、特別支援学校5校のスクールバスの乗車率を概ね50%以下で運行し、3つの密を回避できるよう、スクールバスの増減に係る経費として6,798万円を、特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費として、給食時における食堂での密集を避けるため、給食を各教室へ運搬する機材の購入に要する経費として100万円を増額します。

#### 【質疑】

教育長

議案第4号は、いかがでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(奥田教育財務課長説明)

## 報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和2年三重県議定例会6月定例会月会議へ報告するので、報告する。令和2年5月1日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長

次ページ1ページをご覧ください。県は、次の者を相手方として、三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細について2ページ「参考資料1」をご覧ください。まず、「1 経緯」についてです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会では、これまで当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者は、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促に応じないことから、平成30年3月16日に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和元年5月23日に、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

しかし、裁判所からの支払督促の通知が不送達となったため、所在調査のうえ、令和2年1月20日に改めて申立手続を実施したところ、令和2年1月31日付けで相手方から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したものとみなされることとなりました。

従って、専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である令和2年1月20日になります。

次に、「2 今回異議申し立てがあった者に係る滞納金額について」をご覧ください。本件の相手方の貸与期間と滞納金額を記載しております。

最後に、「3 今後の対応」です。県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めています。なお、支払督促制度の概要等は、3ページ「参考資料2」に記載しております。

## 【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

報告2 令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について (公開)

(井上高校教育課長説明)

報告2 令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜

実施要項について

令和3年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。令和2年5月1日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

今回、報告いたします実施要項は、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜に係る事務手続き等について規定したものであり、この実施要項に則って選抜及び選考の事務を行います。

資料1ページをご覧ください。「1 募集 (1) 応募資格」、9月に実施する特別選抜は、志願することのできる者を、アのとおり、県内高等学校の工業に関する学科を令和3年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とします。

11月に実施する一般選抜は、「イ 一般選抜(ア)から(ウ)」にありますように、志願することのできる者を、高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和3年3月卒業見込みの者等とし、学科については限定しないこととしています。

「(2) 入学定員」をご覧ください。入学定員は、機械コース、電気コース、各10人程度の合格、20人とします。

「(3) 募集方法」をご覧ください。特別選抜の受付期間は、9月3日から9月9日、一般選抜は、10月28日から11月4日とします。

2ページをご覧ください。「2 検査、選抜及び合格者の発表」、特別選抜は9月16日に小論文及び面接を実施し、9月25日に合否通知書を出身高等学校長に通知します。一般選抜は、11月11日に機械又は電気に関する学力検査、実技検査及び面接を実施し、11月18日に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、ウェブページに掲載し合格者を発表します。

以上で、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項についての報告を終わります。

#### 【質疑】

教育長

報告2は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について (公開)

(梅原生徒指導課長報告、金児子ども安全対策監説明)

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。令和2年5月1日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

説明は、子ども安全対策監金児がいたします。

(金児子ども安全対策監)

1ページをご覧ください。本来でしたら、4月の教育委員会定例会に報告させてい

ただくべきところでしたが、コロナウイルス感染防止のため、委員を選出するための各団体の6月会議の延期がございましたので、本日報告させていただきます。

三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることなどを目的として、条例による設置によるものでございます。

今回、9名の委員に人事異動があり、それに伴い委員の任免を行いましたので、報告をさせていただきます。

1ページの表にありますように、三重弁護士会が伊藤仁弁護士から伊藤正朗弁護士に、三重県小中学校長会が鈴鹿市立白鳥中学校の宮村校長から津市立久居東中学校の田中校長に、県立学校長会が県立亀山高等学校の辻校長から県立松阪高等学校の森山校長に、三重県児童相談センターが中勢児童相談所の清水所長から県児童相談センターの中村所長に、津地方法務局人権擁護課長が西尾課長から西川課長に、三重県警察生活安全部少年課長が島田課長から岡田課長に、三重県子ども・福祉部が中山次長から中澤次長に、県教育委員会事務局が長谷川次長から諸岡次長となりましたので委員の任命を行ったものです。

名簿の一番上の学識経験者につきましては、鈴鹿医療科学大学の藤原正範教授が退官されたため、次期委員に、教育心理学や生徒指導、教育相談等がご専門で、子育ての困難な思春期に、どんな療育態度を持つ親が子どもとの良好な関係を構築、維持していくか等の研究をされているとともに、三重県青少年健全育成審議会の委員や、伊勢市いじめ問題対策委員会の委員長等をされており、いじめに関する見識も高いことから、皇學館大学の渡邊賢二教授にお願いしたいと考えております。

最後の4ページに全体の一覧がございます。1ページお戻りいただき3ページの本協議会の設置条例第3条で、委員は15人以内となっておりますが、4ページの一覧でも見ていただいた委員が14人でございます。

また、第4条2項では、委員の任期は1年で、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっております。現在の委員の任期は、昨年7月1日から本年6月30日までですので、今回、新たに任命した委員は、本年6月30日までの任期となります。

令和2年1月1日からの次期委員につきましては、その時点で改めてご報告をさせていただきます。

#### 【質疑】

教育長

報告3は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

報告4 新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について (公開)

(伊藤教育総務課長提案、今町学校防災推進監説明)

報告4 新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について

新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長について、別紙のとおり報

告する。令和2年5月1日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

説明は、学校防災推進監よりさせていただきます。

(今町学校防災推進監)

新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の休業延長についてご報告いたします。

1 ページの「1 臨時休業延長の考え方」でございます。本県における感染者数が4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内初めてのクラスターが発生するとともに、発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況にあります。

隣接県では依然として感染拡大が続いており、他県では学校で教員、児童生徒が相次いで感染する事例も見られております。

また、本県が4月20日に発表した緊急事態措置における移動自粛等の効果については、5月6日までの実施期間後、約2週間先に確認されることに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極める必要があると考えられます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を第一に考え、5月6日までといたします県立学校の臨時休業の期間を5月31日まで延長することといたしました。

なお、学校の再開につきましては、国の緊急事態宣言の動向、専門家会議の分析を踏まえつつ、県内の感染状況や隣接県の状況等を勘案して、5月25日に判断し通知いたします。その際は、感染者が県内全域に及んでいること、県立学校は通学区域が広域であることなどから、地域ごとではなく県立学校全体で判断する予定です。

「3 休業中の児童生徒への対応」でございます。(1)にございますように、新学期に入ってからの家庭学習期間が2カ月に及ぶことから、各学校は、当初の年間指導計画を見直すとともに、夏季休業も一定期間短縮し、授業を実施することが必要となります。

夏季休業の期間は、現在でも学校により異なり、4月、5月分の授業の遅れの度合いや実習の有無も異なるため、短縮期間は一律に設定せず、各学校の状況に応じて設定し、教育委員会に報告することとしております。

各学校は、4月と5月の家庭学習で、当初の年間指導計画がどの程度進んだかを精査し、夏季休業の短縮期間を含め、6月以降の年間指導計画を立て、5月8日までに教育委員会へ報告します。

教育委員会で計画内容等を確認した後に、各学校は5月11日から、児童生徒、保護者に周知いたします。

(2) 5月の休業中の対応についてです。①高等学校につきましては、見直しを図った年間指導計画を効果的に進めるためには、5月中に行う家庭での学習効果を高めるとともに、その定着状況を把握する必要があります。その際、理解が不十分な生徒には必要な支援を行い、また、生徒の心身の健康や生活リズムを維持することも重要であることから、次のことに留意して指導を行ってまいります。

オンライン教育を進めることにより、各学校は、生活リズムの確立と効果的な学習の取組を進めます。オンライン環境が十分でない生徒には、ノート型パソコン及びその接続機器を貸し出し、機器が準備できるまでは、電話確認、DVDの視聴、紙資料の郵送により対応いたします。

貸し出しパソコンは5月11日から順次、学校に配付いたします。

基本とする指導の形態としましては、毎朝、オンラインでホームルームを実施し、生徒の状況把握や休業中の励まし、感染症に係る人権侵害や誹謗・中傷は許されないことなどを指導いたします。

ホームルームでは、メリハリをつけるため、生徒は制服を着用いたします。ホームルームに続き、原則、午前中2限のライブ授業を、週に3日から5日実施し、紙教材と合わせ効果的に指導いたします。

ライブ授業では、基礎・基本を扱う場面では、はじめの約20分間はライブ授業により解説し、授業をもとに生徒と個別で課題に取り組み、応用を扱う場面では、あらかじめ与えておいた課題を生徒が取り組み、グループ間で課題を踏まえた話し合いを中心に行い、発表を通して学習内容の深化を図ってまいります。

また、学ぶことの魅力や楽しさを伝えるため、生徒が世界の情勢、経済状況について、背景となる社会の動きや仕組みを学び、レポートにまとめて発表したり、英語においては、身近な話題について話すことから始め、伝わることでコミュニケーションの楽しさを感じられる活動を実施したりすることが考えられます。

午後には、プリント学習に取り組むとともに、個別指導や個別面談を5月中に原則1人2回実施します。

個別面談では、担任が生徒の生活状況や心理的負担を把握し、対面指導が必要な生徒については、登校させ指導をいたします。

また、学習内容の理解や定着状況を把握するため、オンライン授業の中で小テストや理解の確認などを行います。理解が不十分な生徒には、休業中の個別対応や授業再開後に補習を行います。

3年生の就職や進学の見学指導が非常に大切な時期であるため、教育委員会は、企業の動向や大学の最新情報を各学校に周知し、各学校においても、生徒の進路希望に応じて情報収集に努め、これらをもとに担任は個別面談を実施し、生徒の進路実現に向けて取り組んでまいります。

登校日につきましては、当面、設けないこととしますが、移動自粛効果が5月6日以降、約2週間先に確認されることから、その後の登校日の設定について、5月20日に通知いたします。

家庭状況等により特別な配慮が必要な生徒や、教育相談を継続して受けることが必要な生徒は、個別に登校させ相談を行います。

部活動等につきましては、引き続き休止といたします。

3ページの②特別支援学校についてです。臨時休業の長期化に伴い、生活リズムの乱れ、ストレス、運動不足、身体機能の低下が心配されることから、児童生徒の健康状態を把握することで生活リズムを整えるとともに、適切な学習課題を提供するため、オンラインによる毎日の朝の会の実施や、学級担任等が電話による定時連絡を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた学びを進めるための学習プリントを配付いたします。また、ダンス、ストレッチ、歌を歌うことなどのライブ授業を原則週3日、午前中に行います。

学校からの授業配信時に、福祉サービスを利用している家庭等には、録画した授業

をいつでも視聴できるよう、準備をいたします。

また、保護者の過度な負担とならないよう配慮して実施してまいります。

保護者が仕事を休めず、自宅等で、一人で過ごすことができない児童生徒は、引き続き学校で受け入れ、長期の休業によるストレスの蓄積等、自宅で過ごすことが困難となった場合についても、学校で受け入れます。

高等部新生について、年度始めの進路ガイダンスに替え、進路通信等を通じて周知するとともに、個別の相談を行います。

登校日については、高等学校と同じ扱いとし、部活動は引き続き休止といたします。

次に、(3) 県立学校用の「読書」「料理」「運動」に関する動画のホームページへの掲載についてです。各学校の学習支援の取組に加えまして、児童生徒が外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっている中で、このような機会だからこそ取り組める動画を配信します。内容は、学校司書や食物調理科の生徒、教諭、保健体育科教諭らが制作、出演し、読書の大切さを伝える動画、児童生徒自身が実際に調理する際に役立つ動画、体力維持やストレス低減につなげる運動に関する動画となっております。これらの動画は、以下のとおり、県教育委員会のホームページに掲載し、本日から配信を開始いたします。

今後は、これらのコンテンツを増やすことに加え、芸術に関する動画や、個人への偏見や差別につながる行為や誹謗・中傷を絶対に行わない人権感覚を高める動画を順次、作成し、配信いたします。

4 ページにそれぞれの動画の内容について記載しておりますので、ご参考をお願いいたします。

次に、(4) こころのケアについてです。オンラインによるホームルームや、定期的な個人面談等により、担任が児童生徒の状況把握を行い、心のケアが必要な児童生徒には登校を促し、対面指導を行ってまいります。

また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる授業を実施できる体制を整えているところです。

感染症に係るいじめ、偏見、人権侵害につきましても、5月15日から毎日、平日ですが、ネットパトロールができるよう準備を進めているところです。

「4 全国高校総体と全国中学校体育大会の中止」については、全国高校総体のアーチェリー、全中の陸上、バスケットボール、サッカー、体操については、三重県内での開催が予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、両大会ともに中止となりました。

全国高体連から、各都道府県の高体連において、各地域の実情を踏まえ、最終学年生徒の部活動成果の発表や大会などについて検討・配慮される旨の通知があり、本県の高体連ではどのようなことができるかを検討しているところです。

また、県の中学校体育連盟は、地区大会や県総合体育大会の開催について、連休明けに協議し、決定することとしております。

「5 市町教育委員会への支援」です。市町教育委員会に対して、県立学校の休業延長に係る対応を参考に、市町の状況に応じて対応される旨の通知を行い、県内全ての市町で公立小中学校の5月31日までの休業延長が決定されております。

また、これまでも県独自の学習教材や、国が提供する学習支援のサイトなどをホームページで紹介してきましたが、臨時休業が長期化していることから、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、家庭学習で活用できる動画配信など、学習保障のための支援に取り組んでまいります。

#### 【質疑】

教育長

報告4は、いかがでしょうか。

森脇委員

一つ、質問です。全国で非常事態宣言がまだ内々には1カ月程度伸びると言われていますが、正式にはまだだということですね。それに先んじて5月31日までの休業措置を決めていますね。この非常事態宣言と、この休業措置の延長は連動しているのか。ということは、何が質問の意図かという、もしかして、次の措置の決定のときに、この非常事態宣言の延長は関係しているのか。それとも、これはどういう判断根拠で行うことになるのかという、そのあたりのことを、もし考えていることがあったらお聞きしたいと思います。

宮路副教育長

ここの1ページに考え方のまず緊急事態宣言の延長はまだ出ておりませんので、その前の段階として、ここに考え方を書かせていただいたように、現時点では県内の発生者が出ていないことが続いている状況ですが、県内で4月の半ばに急増したということ、子どもの確認、ここに書いてあるとおりですが、そういうことを踏まえたこと。

移動の多い愛知県、岐阜県等の隣接県の状況が改善されていなかったということも考えたこと。

他県で本当に考えましたのは、富山県ですが、学校現場でそういうことが起こっているということを考えて、それから、もう一つ大きな要因として、今、自粛をしていますが、この効果が表れるのには、しばらく時間がかかるということを見る必要があるということ。

そういうことをトータルに判断した結果、休業をすることが適切であるという判断させていただいたので、国の動向も注視しながらと考えておりましたが、連休明けからどうするかということについては、その前の時点で連絡をしないと、学校の準備、保護者の準備等もございますので、こういう判断をさせていただきました。

森脇委員

では、独自に判断をされたと。

それにかかわってですが、もう一度、判断をする時期が来ますね。そのときに再開するということと、措置を続けるという判断の基準みたいなものは、今、持っているのでしょうか、先ほど言ったような状況がなくなればということでしょうか。

副教育長

5月いっぱいまで休業措置を行うということになりましたが、国の緊急事態措置がどこまで延長されるか、ひと月程度ということが聞こえるところですが、そういうところも踏まえつつ、県内の状況、また隣接県の状況を確認しながら、何人出たらどう

という基準は、県の時点ではなかなか難しいと考えております。そういういろんな要素を検討した上で、それが5月25日ぐらいの時点で判断をしたいと考えておりますが、その時点で、またそういう緊急事態措置が出ていなかったとしても、国の方針が示されてなかったとしても、県として隣接県、県内の状況を踏まえながら検討して判断するような。基準で何人とか、どういうことになったらとかということは、現時点ではなかなか難しいかなと考えています。

#### 大森委員

一つは、こういう状況なので、オンラインになるというのもやむを得ないんですが、私もオンライン授業の準備をしまして、非常に、多分、事務局の方もでしょうが、非常に今までにないようなストレスを感じて仕事をされていると思います。その辺の児童生徒へのケアは大事ですが、教職員の方が倒れられたらどうしようもなくなってしまいますので、その辺の3密を避けることとか、さらに続けてもらいたい。特にオンラインは本当にストレスが溜まります。今までにない、こんな小さな画面を見て先生が毎日いなければならないというので、その辺のケアをぜひともお願いしたいということが1つです。

2つ目は、オンラインに当たって、オンライン授業で大学でも昨日でも香川大学のほうでも見ましたが、IDが乗っ取られていたずらをされるということがありますが、最初の生徒児童へのオンラインのアカウントのIDの数値と初期パスワードの数値は、誰にもわからない状態でされているんですか。それとも、ホームページ上であなたのIDはこうですよ、初期パスワードはこうなりますという通知で、誰も今でも見られて、世界中の誰かが見ていたずらをされやすいということになってくると、維持費が心配なのですが、その辺はどうですか。

#### 諸岡次長

IDの配付については、各校に個別に連絡をするように言いました。そのこともあって準備に時間がかかることもあります。同時に、全生徒にIDの重要性、セキュリティの重要性について注意喚起したプリントも準備いたしまして、ID及びパスワードは絶対に知られてはならないと大きく表記をして配付をしております。今後、そのようなことのないように、しっかりと計画していただきます。

#### 大森委員

確認してもらったほうが、書いていけばいいですが、書いてないと乗っ取られてしまうと大変なことになりますから。

#### 副教育長

前段の教職員のところですが、まず、今、家庭で学習に本当に子どもたちが、一定、取り組めるように全力でやっていくことが大事と考えております。

一方で、学校における3密を避けるとか、そういう健康管理が大事と考えておりまして、教職員については、県庁本庁と同様で、在宅勤務を奨励しながら、今、週に3日から5日程度、担任のホームルームについては、担任ばかりでなくてもホームルームを毎日しておりますが、そういう中で調整をしてもらおうと。

授業のやり方も、教職員もそうですが、子どもがスマホで授業を受けるというのが、特に50分の授業、講義を聴くことは、なかなか難しいということを想定しまして、

ここに例示で上げさせていただいたように、15分から20分程度、教員が説明をした上で、子どもが演習を行うとか、そういう教材と組み合わせた学習方法をできるだけ活用するように、学校には指導をしているところです。

名張青峰がずっとタブレットを全校生徒に配付して、モデル校的にやってきたんですが、その教員がその授業のノウハウを持っていますので、オンラインで教員間、県立をつないで教員研修を行う予定で、今、準備を進めております。

教育長

昨日と今日、数十人ずつ、それぞれ自主的に県立学校の教員で学んでみたいという方がつながってやっていると聞いております。

大森委員

本当にストレスもすごくかかります。私もやっていて、本当に大変ですので、そこだけ気をつけてもらって、免疫力が下がりますのでお願いします。

黒田委員

2ページの下のところには3年生の就職や進学の進路指導が非常に大切な時期だということ、不安にされてると思うんですが、どうなんですかね、企業的にはかなり多くの企業が、今、コロナの対応に追われていて、それこそ、今年、入ってきた新卒なんかは内定取り消しなんかもあったりとか、先の見通しがつかない中で、今までとは何か違う新しい取組であったり、対応を今、検討し始めているのか。それとも、例年と変わらない流れになっていくのかというのは、今、現段階ではどういうことをお考えなのか伺いたいのですが、もう間もなく始まりますね、通常だと。

諸岡次長

高校生の就職、就業については、既に労働局や各地の商工会議所等も連携をして、現状を把握しております。今、おっしゃったとおり、企業様のほうも、コロナ対策そのものに非常に大変で、今後の雇用について、まだ及んでいないところもあると、それぐらい大変な状況だとお聞きしております。

そういう中で、まず、進路指導担当は情報をしっかり取り入れるということと、県教委といたしましても、就職に関するアドバイザーを12名、これまで民間出身の方を中心に雇用をしておりますが、更に緊急の総合対策として3名をオンしまして、15名で各地の就業の状態等を把握しながら、学校及び生徒に最新の情報を伝えて、しっかりと対応していこうと考えております。

黒田委員

時期的なものは変わらず。

諸岡次長

今現在のところ、労働局と連絡を取っておりますが、時期の変更はまだ聞いておりません。

副教育長

補足させていただきますと、就職アドバイザーというのは、近年は就職の求人はたくさんもらっておりましたが、一方で離職の課題がありまして、定着支援というのを重点的にずっとここ何年もやっていたのですが、こういう状況ですので、今年度は求人対策を中心にやらせていただくことに切り替えまして、就職支援もするし、定着支

援もするんですが、大事なのは求人開拓というところにシフトをしていただいて、企業回りもしていただく、これを早めからやっていただくということで、今、準備を進めているところです。

北野委員

小中学校のことですが、ある程度、小中学校については、市町の教育委員会さんのほうが管轄していると思うんですが、実際、学校が休業になって、各市町での教育、学習の方法というのがさまざまだと思うんですね。実際、市町でも、そのオンライン授業についても、環境の調査が始まっているところと、全く始まってないところと、すごく足並みが揃っていないというのが現状で、受験生のお子さんや受験生をお持ちの保護者の方たちは、とても学習に対して、すごく不安はたくさんあると思うんですね。

今回、休業については、5月31日まで市町のほうも、皆さん方の統一でお休みになりましたが、学習の方法だったりも、ある程度、皆さん足並みが揃って、できるだけ学習保障のオンラインができるような状況にはしてあげたいと思うんですが、ふだん、規則正しい生活を送ってないと、子どもさんは中学校ぐらいになると、どうしても夜型になるお子さんが増えて、SNSでの犯罪がどうしても増えていく傾向があると思います。少しでも早く、そのオンラインなり、時間をわけての登校なり、その辺はできるだけ考えていってほしいと思います。

諸岡次長

市町の各取組については、市町の教育長会等とも連携をして、今、現状を把握しているところです。

県教委として、そういう中で濃淡がある現状も私たちも問題と考えております。そういう中でどういう支援が必要かというのは、延長して、これからもいろんな人のご意見を聞きたいと考えております。

当面のところ、県の教育委員会としても、ホームページ等にさまざまな教材の提示であったり、学習動画の提示等もしてきた、既に始めておりますが、こういったことを更に強化していきたいと考えております。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告5 令和3年度三重県公立学校教員採用選考試験について (非公開)

中村教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。